福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人　沖縄県社会福祉士会	訪問調査日:2024年12月5･6日

②施設・事業所情報（2024年11月1日現在）

名　　称：　知念こども園	種別：公私連携幼保連携型認定こども園	
理　事　長：　古謝 景進 代表者氏名：　熊田 紫香	定員（利用人数）：80(60)名	
所　在　地：　南城市知念字久手堅679番地		
TEL：　098－948－1751	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：　https://kodomo.chinenfukushikai.net/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：　2022年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：　社会福祉法人　知念福祉会		
職　員　数	常勤職員：　11 名	非常勤職員：3 名
専 門 職 員	（専門職の名称）	
	保 育 教 諭　8 名	保　育　士　3 名
施設・設備の概要	教育･保育室（3）、職員室、絵本コーナー、遊戯室、屋外遊技場（園庭）、飼育小屋、AED、屋内クーラー完備	

③理念・基本方針

【理念】
・一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、子どもにとって最もふさわしい生活の場を保証し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。
・生涯にわたる「生きる力」の基礎を培うため、こども園での環境や豊かな体験を通じて養護と教育を一体的に行います。
・子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とよりよい協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。
・地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、地域で子どもを育てる環境づくりに努め、地域の子育て家庭への支援にも努めます。

【基本方針】
・子どもの人権を保障し、子どもの主体としての思いやりや願いを受け止め、子どもの気持ちに寄り添い、丁寧な言葉で教育及び保育を行う。
・子どもの健康、安全を基本とし、情緒の安定した生活ができる環境で生きる力の基礎を育てる。
・子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や相互の関わりを大切にし、生活や遊びを通して総合的に教育及び保育を行う。
・家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子ども保護者及び地域の子育て家庭に対する子どもの育ちや子育てを支えていく。

④施設・事業所の特徴的な取組

知念こども園は、市内公立幼稚園の幼保連携型認定こども園移行に伴い、公募に参入し市の委託決定を受けて令和4年4月に開園した。母体となる法人は、平成21年に地域唯一の認可保育園として設立された保育園を運営している。園長を始め職員の多くは系列園から異動し、開園前の準備段階から話し合いを重ねてこども園の「理念」「基本方針」を策定した。系列園とは隣接しており協力体制を整備している。園の敷地内には、緑が多く多様な昆虫が生息していて、子どもたちは興味関心を持って活動している。保護者の園運営への関心が高く、開園3年目で保護者会が設立され、保護者主体のバザー等が企画運営されている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年1月27日～2025年4月25日
	2025年3月17日（評価結果確定日）
受　審　回　数 （前回の受審時期）	

⑥総評

◇　特に評価の高い点

１．「遊びこむ」をキーワードに子どもが主体的に遊びに入り込むような経験を重視し、教育・保育実践に繋げている。

当園では、子どもの「やろう」とする気持ちを大切にすることを中心に置き、3歳以上児の主体性を育む教育・保育実践に取り組んでいる。子どもが主体的に遊びに入り込むような経験を積むための環境構成や職員の配慮などを考察し、南城市幼児教育センターの協力を仰ぎながら、園内研修に取り組み内容を充実させている。特に保育ドキュメンテーションについては、子どもの活動を「見える化」することで、職員の振り返りが客観的にできるほか、保護者へ当園の教育・保育の内容について広く周知を図る取り組みを行っている。

子どもの教育・保育実践では、「遊びこむ」をキーワードに子どもの共同製作を園のカリキュラムなどに合わせて片付けることなく、遊びを継続させることで子ども自らが発想し遊びを展開し、主体的に伸び伸びとした教育・保育環境をつくっている。

２．理念・基本方針が職員・保護者へ周知されている。

園では、新入園児のオリエンテーションと在園児オリエンテーションを別日程で開催しており、保護者に対して「園のしおり」「重要事項説明書」を毎年度配布し、園の理念・基本方針・事業計画等を説明する機会を設けている。職員に対しては、開園準備から関わった職員を中心に、園の教育・保育理念や基本方針を策定することにより共有化されている。教育・保育理念に示された、「地域の子育て支援の中核を担い、地域の発展に寄与すること」を中長期のビジョンとして明確にしている。開園3年目の今年度は、保護者会も組織化され、地域に開かれたこども園祭りが保護者会を中心に企画・運営された。

◇　改善を求められる点

１．ビジョンの達成に繋がる中・長期計画の策定が望まれる。

園長は、中・長期計画のビジョンについて、法人で運営している保育所・こども園の両園が、子育て支援についての地域の中核的な存在として認知される事を掲げている。その内容については、理事会に報告し共有しているが、ビジョンを含めた中・長期計画の策定については、準備中である。今後は、ビジョンを明示し職員と共有することにより、その達成のための経営課題を明確にし、数値目標や成果などを明確にした具体的な取り組みに繋がる策定が望まれる。

２．こども園の教育・保育の指標となる業務マニュアル等の追加整備と職員への周知活用が望まれる。

こども園は開園後、運営や教育・保育の質の向上を目指し様々なマニュアルやフローチャート等を作成している。開園から日が浅く、それらの職員周知が十分なされておらず、活用に至っていない物が散見される。また倫理綱領等の策定とプライバシー保護マニュアルの見直しについては早急な対応が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当園では「こどもの声を聴く」ことからあそびを広げ、こどもと一緒にいろいろなことを探求していくことを大事にしています。園内研修や実践事例報告など取り組みを評価していただき、とても励みになります。理念・基本方針の周知の仕方や保護者会の活動も、もっと地域に開かれた園になるよう、地域の子育て支援の中核を担えるように工夫しながら取り組んでいきたいと思います。改善点として、中・長期計画の策定から数値目標や成果などを明確にした具体的な取り組みに繋げていきたいと考えています。また、早急に業務マニュアルの追加整備や職員周知を徹底していきます。

今回、第三者評価を受審したことで、第三者による客観的な評価は私たちの取り組みや運営に対する新たな視点を提供してくれました。この評価を通じて、普段は気づかない改善点を発見し、今後の運営に活かす具体的な方法を考える良い機会となりました。また、職員全員が評価プロセスに参加することで、自身の役割や責任を再認識し、成長する機会にもなりました。このような経験を通じて、私たちの園がより良い環境を提供できるよう、一層努力していきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評　価　項　目			評価機関
Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織			
Ⅰ-1　理念・基本方針			
Ⅰ-1-(1)　理念、基本方針が確立・周知されている。			
1		理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a	法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b	法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c	法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
評価機関		理念・基本方針は、法人設立時に策定され園も踏襲している。園の立ち上げ時に、園長・職員で話し合い「教育保育目標」「こども園像」「目指すこども像」を策定し、園だより、重要事項説明書に記載している。教育・保育目標は、遊戯室・玄関に掲示されており、職員の行動規範となっている。保護者に対しては、新入園児・在園児オリエンテーションで「園のしおり」「重要事項説明書」を配布し園長が説明を行い、周知を図っている。	
Ⅰ-2　経営状況の把握			
Ⅰ-2-(1)　経営環境の変化等に適切に対応している。			
2		事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
評価機関		園長は、今年度から市の社会福祉協議会副会長、市の福祉計画策定委員に就任した。会議の出席や社会福祉大会等への出席等を通して、社会福祉事業全体の動向を把握する機会となっている。地域の課題として少子化が進んでおり、開園3年間で入園児の減少が続いている。定員や1号認定児と2号認定児の割合の見直しなどを検討し、行政との調整を行っている。	
3		経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
評価機関		少子化に伴う利用者減の課題については、理事会に報告し共有している。職員については、ミーティング時に現状を報告している。市内の公私連携幼保連携型認定こども園3園共同で、課題解決・改善に向けての要望について市への陳情を行っている。教育・保育の内容については、公開保育の実施や「地域文化継承における幼児教育」に取り組んでいる。経営環境や組織体制、財務状況については、現状の分析を行い、経営課題を明確にし具体的な取り組みに繋がることが望まれる。	

評　価　項　目			評価機関
Ⅰ-3　事業計画の策定			
Ⅰ-3-(1)　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		b
判断基準	a	経営や教育･保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育･保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。	
	c	経営や教育･保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
評価機関	中･長期計画について、園長は法人で運営している保育所･こども園の両園が、子育て支援についての地域の中核的な位置づけと認知される事をビジョンとして掲げている。ビジョンについては、理事会では共有しているが、文書化については準備中である。今後は、経営課題を明確にし、具体的な取り組みに繋がる策定が望まれる。		
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
評価機関	単年度事業計画については、毎年度策定され、理事会･市等関係機関へ報告を行っている。事業計画には、法人運営の保育園との連携や研究発表等、具体的な内容が記載されている。中･長期計画の策定が現在準備中のため、単年度計画に具体的に反映されていない。今後は中長期計画を反映した計画の策定と実施状況の評価を行える内容が望まれる。		
Ⅰ-3-(2)　事業計画が適切に策定されている。			
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
評価機関	園の開設にあたり、法人内保育園の職員からメンバーを選定して話し合いを重ねて準備を行ったことが、開園後の園の運営にも継続されており、職員等の意見を集約し反映させている。計画の実施状況については、事業報告書の作成時期となる年度末に設定され把握している。今後は、実施状況の把握に留まらず、内容を評価･改善に繋げる取り組みと職員全体の理解を促す工夫が望まれる。		

評　価　項　目			評価機関
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
評価機関	園では、入園児オリエンテーションと在園児オリエンテーションを実施している。オリエンテーション時には、理念・教育保育方針等についてプレゼンテーション資料を作成して説明している。その際には、教育保育での実践事例等を紹介して保護者の理解を深める工夫を行った。今年度は保護者会が設立され、園行事の参加や保護者会主催行事の参加に繋がっている。		
Ⅰ-4　福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
Ⅰ-4-(1)　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
評価機関	年間計画に基づいた毎月の月・週案の様式には、評価・反省欄が設けられており、毎週末に実施状況の評価を各クラスで実施し記載している。記載内容について、園長・主幹保育教諭・担当と話し合う時間が設定されている。保育所保育指針に基づくチェックリストを用いた自己評価を年に2回実施している。第三者評価は今回が初めての受審であるが、今後の定期的な受審とその評価結果の分析・検討を組織として取り組む体制整備が望まれる。		
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	
評価機関	職員個々の自己評価は、年に2回実施されている。結果については整理してファイリングし、園長は個々の課題を把握している。職員間では、児童数の減少等、園運営の課題について共有している。今後は自己評価結果の整理からデータ化と分析を行い、明確になった課題を文書化することにより、改善計画の策定・計画的な実施に取り組むことが望まれる。		

評　価　項　目			評価機関
Ⅱ　組織の運営管理			
Ⅱ-1　管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1)　管理者の責任が明確にされている。			
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		**a**
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
評価機関	園長は、日頃のミーティング・職員会等で園の経営・管理に関する方針と取り組みについて説明している。新入園児・在園児オリエンテーションの際には、園のしおりに記載している教育・保育理念、教育・保育方針について説明する際に園長としての役割と責任を表明している。園長不在時の権限委任等については、非常災害対策計画に明記している。		
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		**a**
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
評価機関	園長は、関係団体の役員や社会福祉協議会の副会長という役割を担い、各種会議に参加している。基本的な遵守すべき法令に加えて、「こども基本法」等の最新の法令についても情報収集して、職員ミーティングで説明した。関係団体の主催する経営に関する研修等にも参加し、理解を深めるための取り組みを行っている。		
Ⅱ-1-(2)　管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。		**a**
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
評価機関	市の幼児教育センターの働きかけにより大学教員との共同研究として、「地域文化継承研究」に取り組んでいる。その実践の取り組みでは、企画・実践・評価の過程で園の教育・保育の質の向上に繋がった。実践報告として冊子にまとめられ、関係者への配布やホームページでの公開がなされている。また、市幼小連携事業としての公開保育についても園長を窓口として主幹保育教諭の協力のもと、園全体で取り組んだ。		

評　価　項　目			評価機関
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
評価機関	園長は、人事・労務・財務等について、法人事務局と連携し現状の把握・今後の見通しについて分析を行っている。人事・労務については、職員個々とのコミュニケーションを図ることにより、個々の状況に応じたシフト調整等の働きやすい環境整備に取り組んでいる。今後は経営の改善に向けての取り組みを職員へ周知し、園全体で参画していく工夫等が望まれる。		

Ⅱ-2　人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1)　人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
評価機関	人員確保については、法人全体で取り組み、市の就職フェアへ参加している。こども園の開園にあたり、法人内で各園の特性に応じた人員体制に取り組んだ結果、採用に繋がった。人材確保・定着についての方針は示され、共有されているが、今後は具体的な計画の策定及び計画に基づいた実施が望まれる。		
15	総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
評価機関	就業規則・規程集には、人事基準が明記され職員室に保管されている。職員が常時閲覧できるように配慮している。年に2回の面談時には、自己評価シート・振り返りアンケートの記載に基づいて行っている。面談の際には、職員個々の意向・意見を把握している。「期待する職員像」については検討中である。早期に文書化し、職員への周知を行うことにより、個々の将来像をイメージできる仕組み作りが望まれる。		

評　価　項　目			評価機関
Ⅱ-2-(2)　職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		b
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
評価機関	職員の働き方に関する意向については、定期的な面談や日常のコミュニケーションから把握している。有休管理やシフト作成については、主幹保育教諭と園長の役割を明確にして取り組んでいる。職員の要望を可能な限り実現できるような福利厚生を実施している。人員体制についての具体的な計画は整備中のため、早期の実現に期待したい。		
Ⅱ-2-(3)　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
評価機関	職員との面談において、アンケート形式での振り返りを実施している。日頃のコミュニケーションの中で、職員個々の目標を聴取している。現在「期待する職員像」を検討中のため早期に明確にし、職員個々の目標設定の指針とした目標設定・実践・評価・改善に向けた仕組み作りが望まれる。		
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
評価機関	共同研究や公開保育の実施に向けて、大学教員との打ち合わせや勉強会が、研修の機会に繋がっている。外部からの依頼による活動のため計画外での対応になっているが、教育・保育の質の向上を目的として、当初計画を修正して実現している。今後は「期待する職員像」を明示し、評価見直しが可能な研修計画の策定が望まれる。		

評　価　項　目			評価機関
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
評価機関	園長は、キャリアパス研修の受講状況など、職員の知識・技術水準等の把握に努めている。新任職員に対する研修は、その経験年数等に応じてOJTを実施している。階層別研修として教育委員会の主催する初任者研修を受講し、幼児教育センターと連携して教育・研修の機会を整備している。		
Ⅱ-2-(4)　実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
評価機関	実習生指導に対する基本姿勢や受け入れ方法に関するマニュアルが整備されている。保育士と幼稚園教諭の実習生を引き受けることが可能で、プログラム案が用意されている。実習生への指導は園長が担当しており、外部での諸研修等を受けて指導に活かしている。開園1年目に幼稚園教諭の実習生を引き受けており、学校と連携して効果的な指導へつながるよう配慮している。		
Ⅱ-3　運営の透明性の確保			
Ⅱ-3-(1)　運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
評価機関	法人やこども園の教育・保育理念、目指す子ども像等についてホームページに掲載、事業報告や決算はWAMNETを通じて公開されている。こども園の一時預かり事業や子育て支援事業、苦情受付体制や受付結果、その対応状況がホームページに掲載されている。こども園のパンフレット等の印刷物はないが、市役所には園のポスター掲示を行っている。		

評　価　項　目			評価機関
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
評価機関	こども園の経理事務は、法人事務局のある近隣の保育所にて統括して実施されている。経理規程が整備され、こども園の経理や取引に関するルールが示されている。定期的に顧問税理士から取引に関する助言を受け、必要な改善を行っている。		

Ⅱ-4　地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1)　地域との関係が適切に確保されている。

23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
評価機関	こども園の地域との関わり方に関しては、重要事項説明書に示されている。市内の祭りのポスターや、新しく開設された児童デイサービスのパンフレットを玄関に設置している。地域行事は市の敬老会での余興に参加、職員と保護者が5歳児を引率し支援を行った。市内の図書館には徒歩で行って利用する体験を取り入れている。今後は、地域の人々と子どもとの交流機会をさらに広げる取り組みに期待したい。		
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		c
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
評価機関	ボランティア受け入れに関する手続きは、実習生受け入れマニュアルを活用し同じ様式で作成され、それらを用いて説明されている。大学生等が実習前にボランティアとして応募がある他、保護者会が自主的に草刈りやバザーの企画を実施する等、活発に活動している。近隣の小学校からは職場体験を引き受けている。今後はこども園として、ボランティア受け入れや学校教育に関する基本姿勢の明示が望まれる。		

評　価　項　目			評価機関
Ⅱ-4-(2)　関係機関との連携が確保されている。			
25		認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	**b**
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
評価機関		子どもが通っている外部の事業所とは連携を図り、情報共有している。隣接する小学校との幼小連携が年4回実施され、子どもが卒園後に状況確認等が行える関係性となっている。児童相談所等からの問い合わせがあった場合には、園長が対応している。今後は活用できる社会資源の一覧表を作成し、保護者や職員に周知するなどの取り組みが望まれる。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26		地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	**a**
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。	
評価機関		園長は市社会福祉協議会の副会長や市の社会福祉計画策定委員、小中一貫校推進委員等を務めており、地域の状況や福祉課題の把握を行っている。県内の大学から市に提案された「地域文化継承の研究」に対し、地域の旧盆行事「ヌーバレー」を子どもに引き継ぐ取り組みを市内のこども園等と協力して実施、研究報告書がまとめられている。子育て支援事業をスタートしており、市の親子通園事業の利用者が来園し利用している。	
27		地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	**b**
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
評価機関		子育て支援事業実施計画書を作成、相談事業や園庭開放等の他、本土からの帰省等に対応する一時預かり事業等を行っている。地域のフリースクールとのやりとりがあったり、大学による「地域文化継承の研究」を通し青年会・自治会との交流が行われ、保護者の協力も得て園の道具を手作りしてもらう取り組みにつながった。地域全体で過疎化や高齢化が進んでおり、子育て支援の実績が同法人の保育所ともども伸びにくい状況にある。今後は地域の防災対策への協力や、園の機能についてさらなる情報発信等に取り組む工夫が望まれる。	

評　価　項　目			評価機関
Ⅲ　適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ−1　利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ−1−(1)　利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
評価機関	子どもを尊重する教育・保育の実施は、園の教育・保育理念や教育・保育方針に明記されている。園のマニュアル類にはそれらを意識した教育・保育方法について記載がある。教育・保育現場での振り返りについては、職員が行う自己評価や「保育所・こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」（全国保育士会発行）を行う機会等に確認し、話し合っている。子ども同士においては4歳クラスからグループでテーマを決めた話し合いを取り入れ、一人ひとりが意見を言う機会を作ることで、聞く耳を育て、どんな人にも考えがあることの理解に繋がっている。文化の異なる両親を持つ子どもが在籍することもあり、翻訳アプリの活用や職員が協力してコミュニケーションの取り方を工夫し、子ども同士や他の保護者に対しても理解を促す説明を行っている。今後はこれらの園の取り組み方針について明記した倫理綱領や規程等の作成を通し、職員へ周知することが望まれる。		
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。		c
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
評価機関	夏に外遊びをした後、子どもが上着を着替える場所にはブルーシートを吊るし、外部からの目隠しにしている。3歳クラスからは肌を露出させずに一人で着替える方法を指導している。プライバシー保護規程が作成されているが、「保育所保育指針に基づく」との記載以外は個人情報保護を中心とした内容となっている。今後はプライバシー保護に関する規程を見直す等により、それに沿った教育・保育の実施が望まれる。		
Ⅲ−1−(2)　福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。		a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
評価機関	市役所に対しこども園の情報を周知するための資料を提出し、庁舎内で掲示されている。入園のしおりは毎年内容を検討し、わかりやすい表現などを工夫している。新規で入園を希望する保護者等に対しては見学を実施、資料を用いて個別に説明を行っている。		

評　価　項　目			評価機関
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。		b
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
評価機関	入園時と進級時には重要事項説明書を発行し、保護者から同意書をとっている。外国語を介する等、説明に配慮を要する保護者の場合には管理層を中心に対応方法を検討し、わかりやすい説明を行うよう工夫している。今年度からは「在園児オリエンテーション」を実施し、こども園の理念や教育・保育方針等についての説明を行う機会を設けている。利用形態の変更時には変更内容について説明を行っているが、保護者から同意書をとる等の取り組みが望まれる。		
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。		b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
評価機関	子どもの転園時には転園する園が決まっている場合、相手先とやりとりし保護者の同意を得て、必要に応じ指導要録を作成し郵送している。卒園後の保護者からの相談窓口としては園長が中心になって対応している。今後は卒園後の相談窓口を明確にし、教育・保育の継続性に配慮する仕組みづくりが望まれる。		
Ⅲ−1−(3)　利用者満足の向上に努めている。			
33	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
評価機関	子どもの満足度については帰りの会などで直接問いかけたり、日ごろのコミュニケーションで確認を取っている。保護者アンケートは行事後にICT業務支援システムから配信、年度末には教育・保育全体に対する内容で実施されている。保護者懇談会は4月に職員が同席し行われている。アンケートから受けた意見は一覧表にして職員で確認、具体的な改善に取り組めるようミーティングで話し合われている。検討結果については申出者一人ひとりに対し、説明を行うようにしている。		

評　価　項　目			評価機関
Ⅲ-1-(4)　利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		**b**
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
評価機関	園の苦情解決体制は玄関に掲示、重要事項説明書にも掲載され保護者に発行されている。職員が保護者から受ける意見等については2週間に1回のミーティングで検討し、管理層から個別に回答を行っている。一つひとつの意見・要望に向き合い、同じようなことが起きないような仕組みを検討し、必要な場合は第三者委員も交え検討した対応策をホームページで公開している。今後は口頭で受け付けた意見について、対応策まで含めた記録を文書として保存することが望まれる。		
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		**a**
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
評価機関	保護者から広く意見を受け付ける旨については重要事項説明書と園だよりに掲載、玄関に園だよりが掲示されている。保護者との相談時には必要に応じ、空いている教室や事務所の一角を使用するようにしている。		
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		**b**
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
評価機関	意見箱は保護者の活用しやすさを考慮し、玄関の外に設置されている。行事後のアンケートを実施し、意見があった内容については検討を行い、一人ひとりに返答している。園内での事故発生時に保護者に連絡せず子どもを受診させたことがあり、事故対応のフローチャート案作成に向けた一助とした。対応マニュアルは策定されたばかりで職員周知が進んでおらず、必要に応じた見直しと周知が望まれる。		

評　価　項　目			評価機関
Ⅲ−1−(5)　安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
評価機関	危機管理マニュアルの中に事故発生時の対応フローチャートが掲載されている。報道されている子どもの事故については園内でも参考にし、ミニトマトの誤嚥事故予防に向けて園庭での栽培を取り止めている。子どもが通院を要するような状況を「事故」と定義し、記録をとって原因確認を早めに行っている。今後は事故防止対策の実効性評価やヒヤリハット事例の収集、職員への事故防止研修の実施など、リスクマネジメント全般に関する取り組み強化が望まれる。		
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
評価機関	感染症対策マニュアルとして、疾病ごとの対策をまとめた一覧表を作成し、職員に周知している。感染症の罹患者については玄関に掲示、ホールでの昼食や昼寝を中止する等の対策をとっている。保護者には年3回ペーパータオルの購入を依頼し、園内で個人用コップは使用せず水筒持参を奨励している。対策マニュアルは今年作成のため、今後は責任者の明記と職員の役割を明確にした内容を加える等の取り組みが望まれる。また感染症対策に関する勉強会などの実施についても期待したい。		
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
評価機関	災害時の緊急対応体制として、毎月避難訓練を実施しており、「安全計画」に避難訓練や緊急時の対応等の概要が明示しているほか、「非常災害対策計画」に立地上の諸注意や災害時の指揮系統や役割分担、情報収集の方法など明記されている。 子どもの状況確認や保護者への情報提供については役割が決められているが、保護者及び職員の安否確認の具体的な方法や訓練等が定まっていない。また、非常時の食料等の備蓄についても隣接する小学校や自治会と調整をするなど、備蓄の準備、管理について今後の取り組みが望まれる。		

評　価　項　目			評価機関
Ⅲ-2　福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1)　提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。		b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
評価機関	年齢毎の教育・保育については、「子どもの姿」を把握しながら環境構成や保育者の援助について養護と教育に分かりやすく示されている。また、評価・反省においても週毎の振り返りを行い、適切な教育・保育実践に繋げている。 教育・保育業務全般については、「園のしおり」に掲載した「こども園での一日」で流れを把握したり、重要事項説明書に教育・保育に向かう職員の姿勢が散見されるが、職員への更なる周知に向けて標準的な実施方法としてのマニュアルや指標について、集約及び体系化するなどの工夫が望まれる。		
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
評価機関	クラス毎の内容の評価・反省を定期的に行い、子どもの発達に応じた計画や実施の配慮について職員間で話し合われている。状況によってはその都度の見直しを行っている。 一方で全体的な標準的な教育・保育の実施における検証・見直しについては、組織として定期的な取り組みが確立していないため、さらなる教育・保育の質の向上のため、今後の工夫が望まれる。		
Ⅲ-2-(2)　適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
評価機関	指導計画は1年を5期に分け、リーダー保育教諭及び主幹保育教諭を中心に作成し、最終的な責任者は園長が担う体制となっている。入園時の面接で保護者に対し児童家庭生活調査票やアレルギー調査票などの記入を依頼し、その後も毎年児童家庭生活調査票の記入、更新を保護者に依頼し、家庭の状況や子どもの発達の確認を行っている。また個別面談のほかICT業務支援システムを活用してアンケートを実施し、保護者の意向把握や指導計画作成に反映するよう心がけている。 アセスメント等に関する協議及び指導計画作成において認定こども園以外の関係者の参加については、今後の関係機関との連携を広げる中で、取り組みへの工夫が望まれる。		

評　価　項　目			評価機関
43		定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
評価機関		指導計画の評価と計画の見直しは、月案ではクラス担任、主幹保育教諭が関わり毎月評価・反省を行い、子どもの発達や教育・保育の実践を踏まえ定期的な見直しをしている。また、年間指導計画についてはクラス担任、主幹保育教諭、園長が参加し年度末(2月)に定期的な評価・見直しを行っている。 指導計画を緊急に変更する場合には、その都度計画策定にかかる職員と話し合い変更することもあるが、緊急対応についての仕組み作りが明確になっておらず、今後の対応が望まれる。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44		子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。	b
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
評価機関		月案、日誌等の子どもの記録については、クラスの様子を記入するほか、個別の記録は児童票に記録・整理するようになっている。個別の子どもの発達に関する評価票、面談等の記録なども集約され、子ども一人ひとりの発達や生活の状況を把握することができる。 一方で、日常の申し送りの引継ぎ事項やクラス間での情報共有についてミーティングにて口頭で伝えられることも多々あり、希に職員間で情報共有がされないこともあるようで、情報共有や会議の進め方などの取り組みの工夫が望まれる。	
45		子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
評価機関		こども園の運営規程や個人情報保護規程において、子どもの情報の取り扱いを定め、個人情報の不適切な利用や情報漏洩に努めている。職員へは入職時に確認するほか、年度末の職務会で注意喚起をしている。また保護者においては、入所面接や進級時に個人情報の取り扱いについて説明し、同意書をもらっている。 記録管理については最終的な責任は園長が負うものであるが、日常的な紙媒体の記録のほかデジタルデータなどもあるため、今後明確に担当責任者を決めるとともに管理ができる体制づくりが望まれる。	

内容	評　価　項　目			評価機関
	A－１　子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
	A-1-(1)　子どもの権利擁護			
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		**b**
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
		b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	評価機関	子どもの権利擁護として、虐待防止の取り組みは保育教諭等が年に2回の検討会を設けている。虐待や、事故、怪我の個々の事案に対しては、その都度迅速に対応している。また虐待の早期発見を目的として、登園時の衣服の観察や着替えの際には体に傷や異常がないかのチェックを常時行っている。 今後は子どもの権利擁護についての規程・マニュアル等が整備され、保育教諭等で子どもの権利についての理解が図られることが望まれる。		
	A-2-(1)　教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。		**b**
	判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。	
		b	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。	
		c	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。	
	評価機関	全体的な計画の作成は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、養護と教育の各領域を総合的に考慮して行われている。また、園児の発達過程や家庭の状況、県外移住者が多い地域の特性に基づく家庭の実態を把握している。 今後は全体的な計画の作成に職員が参画し、定期的な評価を行い次の作成に活かすことが望まれる。		
	A-2-(2)　環境を通して行う教育及び保育の一体的課題			
48	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		**a**
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
		b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
		c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	評価機関	生活環境として、園児が心地よく過ごせる環境が整備されている。室内の温度、湿度、換気、照明、音などの環境も適切に管理されている。また、園内の設備・用具や寝具の衛生管理にも努めている。各園児がくつろいだり落ち着ける場所として、教室の一角に畳のスペースが設けられているほか、はしごで登れるロフトや図書スペース前に出窓風の円形休憩所もあり、園児が自由に利用できるようになっている。		

	評　価　項　目			評価機関
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。		a
	判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	
		b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
		c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	評価機関	職員の対応として、一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。児童家庭生活調査票や健康診断調査の結果等を活用し、園児の個人差を把握している。また、園児が安心して自分の気持ちを表現できるよう、園児に寄り添い対応している。いつもと違う態度や行動が見られる園児が発するサインを見逃さないように配慮し、「どうしたの」など穏やかな問いかけで、園児が自分の気持ちを表現できるように接している。		
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		a
	判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
		b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
		c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	評価機関	接続期カリキュラムは、基本的な生活習慣を身につけられるよう計画されている。日々のルーティーンとして、4歳・5歳児は登園後にまずお便り帳を提出し、カレンダーにシールを貼り、持ち物を自分のロッカーにしまうことになっている。また手洗い習慣の習得のため、手洗い場に手洗い方法を掲示し、忘れそうな園児には強制せずに「一緒にやろう」と声をかけている。個々の園児の状態に応じて活動と休息のバランスが保たれるよう観察し、特に夏場の戸外活動では20分おきに水分補給ができるよう配慮している。園児の理解を促進するため、紙芝居なども活用されている。		
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。		a
	判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	評価機関	「園のしおり」に掲載されている「こども園での一日」では自由遊びを取り入れている。園児たちはまず自分で何をしたいかを考え、やりたいことを始めている。お絵描きや本読み、外遊びなどである。保育教諭等は、お絵描きをしている園児に語りかけ、描いている絵の説明を言葉で促し、子どもの思いを言葉にできるように配慮している。また、外で友達と虫取りをしている園児には「一緒に捕れてよかったね。その虫はなぁに」などと語りかけ、遊びを通して友達との人間関係を学べるよう援助している。		

	評　価　項　目			評価機関
52	A⑦	乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	対象児が在籍しないため該当せず		
53	A⑧	３歳未満児（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	対象児が在籍しないため該当せず		
54	A⑨	３歳以上児の教育･保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育･保育の内容や方法に配慮している。	
		b	適切な環境を整備し、教育･保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	適切な環境、教育･保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	3歳児では、遊具や用具の表示や配置を整え、集団の中で興味のある遊びに自由に取り組めるよう環境を整えている。4歳児では、戸外で網を持って友達と一緒に虫取りをし、取れた虫の名前やその様子などを他の園児たちに話し、友達と楽しみながら活動している場が観察された。5歳児では、教室の隅に集められた廃材の段ボールを使って家を組み立てる中で、園児らの想像力豊かな発想や会話を引き出す支援を行っている。各園児が個性を活かし、自分なりの遊具の使い方を考え、言葉で会話をしながら協力を得て、協働的な活動に繋がるように配慮している。		

評　価　項　目			評価機関
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育･保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育･保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育･保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育･保育の内容や方法に配慮していない。	
評価機関		園内はすべてバリアフリーとなっており、障害のある園児が安心して生活できるよう配慮されている。個別支援計画を作成し、それに基づいた保育や教育を行っている。保護者との連携にはICT業務支援システムを活用し、必要に応じて情報共有が行われている。また保育巡回相談フィードバックを活用して、医療機関や専門機関からの助言を受け、配慮を要する園児の対応に努めている。担当保育教諭等は、障害のある園児の教育・保育について、外部研修に参加し、研鑽に励んでいる。今後は外部研修の内容を共有する機会をもうける等の取り組みに期待したい。	
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育･保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育･保育の内容に配慮している。	
	b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育･保育の内容に配慮しているが、十分ではない。	
	c	それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育･保育の内容や方法に配慮していない。	
評価機関		朝の会では、年少児から年長児まで全員が集合し、先生の話を聞いたり、一緒に体操をするなど年齢の異なる園児が一緒に過ごせる時間がもうけられている。在園時間の長短に関わらず、園児たちはゆったりと過ごせる環境が整えられており、生活リズムに合わせた食事やおやつが提供されている。予定外の延長になった際も、保護者との密な連携により、園児が不安にならないよう配慮されている。午睡環境は清潔で安全であり、午睡しない園児に対しては職員が寄り添って話をしたり、退屈しないような配慮がなされている。保育教諭間の引継ぎについては、伝達事項をメモにして伝える等の工夫が望まれる。	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育･保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育･保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育･保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育･保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
評価機関		小学校との連携年間計画が作成されており、小学生との交流授業やレクリエーション、学校見学、学習発表会などが計画されている。これにより、就学を見通した教育・保育が行われている。保育教諭等と小学校教員の協力、保育教諭等と小学校教員との合同研修会や公開授業、公開保育が5月と11月に実施されており、また南城市幼小連携事業での公開保育にも参加している。「認定こども園こども要録」も作成しており、各園児の成長や活動の記録を丁寧に行っている。	

	評　価　項　目		評価機関
	A-2-(3)　健康管理		
58	A⑬	園児の健康管理を適切に行っている。	**b**
	判断基準	a　園児の健康管理を適切に行っている。	
		b　園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
		c　園児の健康管理を適切に行っていない。	
	評価機関	医療機関や薬剤師と委託医契約を結び、内科検診、歯科検診、尿検査、寄生虫卵検査などを通じて園児の健康状態を把握している。また、園児の体調悪化やけがの際には、必要な情報が常に保護者と共有され、個々には迅速に対応している。今後は保護者に対してSIDSへの周知に加え、園児の健康管理に関するマニュアルを作成し、職員間の共通認識が図れることが望まれる。	
59	A⑭	健康診断･歯科健診の結果を教育･保育に反映している。	**a**
	判断基準	a　健康診断･歯科健診の結果を教育･保育に反映している。	
		b　健康診断･歯科健診の結果を教育･保育に反映しているが、十分ではない。	
		c　健康診断･歯科健診の結果を教育･保育に反映していない。	
	評価機関	年2回の健康診断、歯科検診が行われており、園児の健康状態や配慮事項も職員間で共有している。また、検診前後に絵本や紙芝居などの教材を用い、園児自身が健康に興味関心がもてるよう配慮している。検診後には検査や治療につながるよう、健診結果を保護者に報告している。	
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	**a**
	判断基準	a　アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
		b　アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c　アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	評価機関	アレルギー疾患や慢性疾患等のある園児については、入園時に保護者からの聞き取りに加え、「保育所におけるアレギー疾患生活管理指導表（保育所におけるアレルギー対応ガイドライン：厚労省）」をもとに医師からの指示を受けている。また、ガイドラインを基に食物アレルギー対応マニュアルが備えられ、手順に従って除去食、代替食メニューを作成し、提供時の誤食防止のためにランチョンマットやトレーを用いるほか、食器も個別に管理して安全面に配慮している。保護者への働きかけとして、毎年のオリエンテーションでアレルギーについて説明し、保護者の理解を求めている。	

	評　価　項　目			評価機関
	A-2-(4)　食 事			
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
	判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
		c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	評価機関	食事については、食育計画も踏まえ野菜の栽培や収穫の楽しみを経験し、園児が食材や身体への働きを保育教材も活用しながら食事へ興味関心が持てるよう配慮している。給食は園児一人ひとりの体調等を考え配膳時に量を調整したり、苦手な物も個別に声かけし、無理のない量で食せるよう配慮している。保護者にも栄養士から毎月食育だよりを発行するほか、給食の様子を保育参観で見られるように工夫している。		
62	A⑰	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		b
	判断基準	a	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
		b	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
		c	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	評価機関	食事の提供は、姉妹園（知念あさひ保育園）で調理した給食を栄養士が当園へ運搬、配膳の補佐を行っている。栄養士は提供時に園児の様子を観察し、食事の分量や大きさ、好みなどを把握しメニュー作成に役立てている。衛生管理については、食器や食缶も給食専用品が備えられ、適切な衛生管理が行われている。 栄養士が調理、搬入・配膳に関わっているため、園児の様子をうかがい知ることができるが、こども園での残食調査記録などがないので、こども園の職員との情報共有をができるよう記録等の工夫が望まれる。		
	A－３　子育て支援			
	A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		b
	判断基準	a	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
		b	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
		c	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
	評価機関	家庭との連携については、送迎時にコミュニケーションを取るほか、ICT業務支援システムを活用し日々の園児の状況を伝え、保護者との共有を図っている。また、懇談会や個人面談、保育参観を通じてこども園の教育・保育の意図や内容について説明し、保護者の理解・協力を仰いでいる。 育児相談や発達についての相談などは内容や保護者の希望に応じて、クラス担任のほか、主幹保育教諭や園長を含め、保護者のスケジュール等に配慮しながら対応している。 相談内容については、記録をし児童票で管理しているが、相談内容等の記録等の手順が統一されていないため、今後の記録の方法及び管理・分析に繋がる取り組みの工夫が望まれる。		

評　価　項　目			評価機関
64	A⑲	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
判断基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
評価機関		地域の子育て支援については、認定こども園の子育て支援事業において、育児相談や園庭開放、行事体験（体験保育）などを実施するほか、地域の子ども（在園児以外の子ども）を受け入れることができる一時預かり事業を推進しており、こども園の機能を活かした子育て支援を行っている。地域の家庭をめぐる課題については、市の主管課（こども保育課）や小学校等と情報共有し対応できるよう体制を整えつつある。 一方で、地域の子育て家庭向けの情報提供が十分でないことも認識しており、今後の情報発信や周知活動等の取り組みが望まれる。	
65	A⑳	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
判断基準	a	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
	b	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
評価機関		保護者とのやり取りから日々の家庭状況を把握するほか、登園時や活動中の表情・健康状態を観察、また必要に応じて園児の自尊心を傷つけないように身体の確認を行うなど不適切な養育の早期発見に取り組んでいる。気になる保護者には、主幹保育教諭や園長から声をかけるなど不安を抱える保護者へ寄り添うよう心がけている。 今後の対応については、小学校や民生委員・児童委員のほか市の機関と連携を図るための取り組みが望まれる。また不適切な養育について職員間での話し合いや情報共有は行われているが、定期的な職員研修などの取り組みにも工夫が望まれる。	
A-3-（3）　園児への不適切な関わりの防止等			
66	A㉑	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
判断基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
	b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
評価機関		園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見については、職務会やミーティングで教育・保育実践の振り返りにおいて職員間で話し合うようにしている。子どもの権利擁護については、園内研修や「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会発行）」を用い、職員の権利擁護への意識と子どもへの配慮について自己点検し、不適切な関わりの防止に努めている。 園児への周知については、口頭でお互いのプライベートゾーンへの配慮や不適切な関わりを話すようにしているが、園での一環した方法が確立されておらず、教材やロールプレイなど園児への周知を図るとともに、職員の知識・技術向上への取り組みが望まれる。	